

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

(税込み・配送料実費)

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和5年 〒和5年 (2023年) **5**月 R 日 (月)

No. 15889 1部377円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[FAX] 03-3535-5347 [電話] 03-3535-3052

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町 1 - 7 - 4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

目 次

☆主要判決全文紹介[知財高裁][上]……(1)

主要判決全文紹介

≪知的財産高等裁判所≫

特許取消決定取消請求事件

(ポリエステル樹脂組成物の積層体 - 「(但し、該積層体上に無機酸化物の蒸着膜が設けられ、その蒸着膜上にガスバリア性途布膜 が設けられてなるものを除く) | との事項を追加する訂正は訂正要件を満たすとして異議決定が取り消された事例) [上] (全2回)

- 令和4年(行ケ)第10030号、令和5年3月9日判決言渡ー

事案の概要

本件は、特許取消決定の取消訴訟である。原告は、名称を「ポリエステル樹脂組成物の積層体」とする 発明について、特許権の設定の登録(特許第6547817号;本件特許)を受けたが、本件特許に対して特許 異議の申立て(異議2019-701046号)がなされた。

原告は、取消理由通知(決定の予告)に対して訂正請求書及び意見書を提出し、追って補正書を提出し て上記訂正請求書による訂正請求を補正 (本件訂正)した。

特許庁は、訂正拒絶理由通知書を発し、原告は意見書を提出したが、特許庁は、訂正事項2は、特許

知的財産法務を専門分野とする弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきました が、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、 論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知 られており、多数の相談実績を有しています。

みやび坂総合法律事務所は、特許、著作権、商標、不正競争防止法及び意匠等の知的財産法務の他、 職務発明制度を含む知財制度設計に関するコンサルティング・サービスを提供しています。また、企 業法務(海外を含む)に加え、難易度の高い家事事件にも積極的に取り組んでいます。

事務所名、住所、電話及びファックス番号が変更になりました!

みやび坂総合法律事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-5 リンクスクエア新宿16階

TEL 050-5534-8882 FAX 03-6701-7231 E-mail jun20dai@gmail.com